

# 住まいと医療と介護の位置づけが整理された



たなか・しげる

平成5年から現職。専門は経済学の視点に立つ医療政策、介護政策。これまで高齢者介護自立支援システム研究会、高齢者介護研究会のメンバーとして介護保険制度の創設・改正に深く関わってきた。社会保障審議会・介護給付費分科会委員。

渡辺氏 制度創設時の人々が「宿題」について、すべて解決にまで至っているわけではありませんが、ひとつの方針や道筋を打ち出しているところは、前回の報酬改定にはなかったところかもしれません。

大森さんは、介護保険の生みの親のひとりとして、旧厚生省の「高齢者介護・自立支援システム研究会」(平成6年7月設置、同年12月に報告書)のころからずっとこの制度を見てこられたわけです。が、今回、社会保障審議会・介護給付費分科会の分科会長として非

常に短期間の間に、月3回というハイペースで、しかも1回につき3時間というボリュームのある審議の切り盛りをお願いしてきました。分科会長として、運営に当たってどのような点を配慮されたのでしょうか。

大森彌氏(東京大学名誉教授) 今回の介護報酬改定は、法改正を伴う制度改革を前提としていますから、まず制度改革の内容が決まつて、しかも、一度報酬を決めたら3年間は固定されますし、介護報酬の改定率(マイナス0.5%)など財政的な制約もありました。

大森さんは、介護保険の生みの親のひとりとして、旧厚生省の「高齢者介護・自立支援システム研究会」(平成6年7月設置、同年12月に報告書)のころからずっとこの制度を見てこられたわけです。が、今回、社会保障審議会・介護給付費分科会の分科会長として非

全体の枠組みや財政的制約の前提に立ったうえで、介護報酬全体の中身をどのようにまとめていくかが、分科会の基本的な役割になります。さまざまな関係者全員の満足を得ることはできなくても、最低限納得が得られるものを実現できるかどうかが、今回の審議にとって一番重要だったのではない

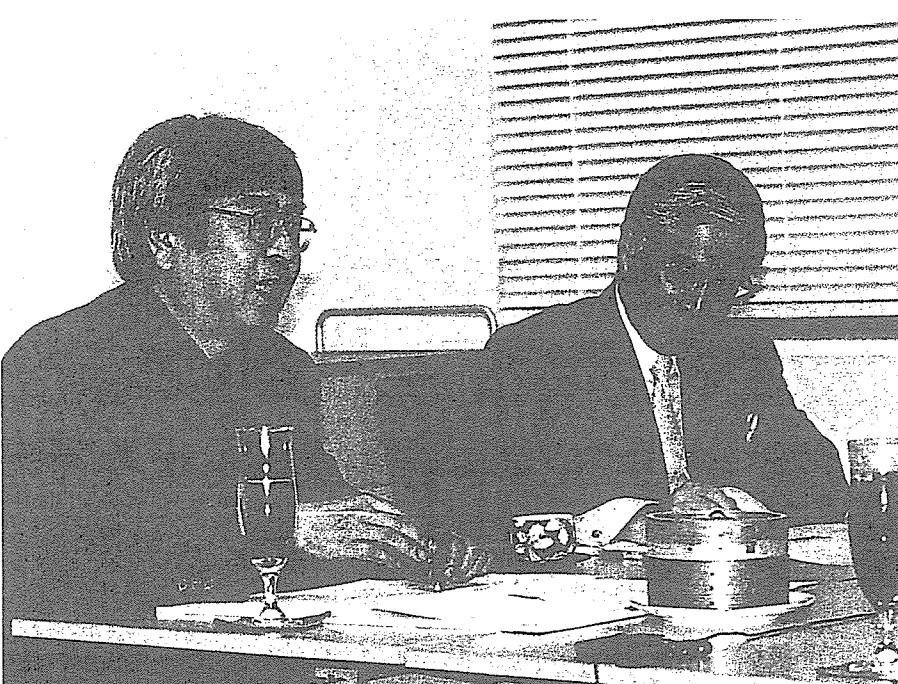
かと思っていました。

正直に言えば、分科会長を引き受けたときには、もう少し「騒動」になるかなと思ったのですが、厚生労働省はじめ関係者の努力もあって、混乱することもなく、委員

の皆さんもある程度理解されて意見をまとめることができたと思います。

それにもしても、私が驚いたのは審議会の傍聴者の多さです。介護保険制度そのものが巨大市場をつくり出していて、いろいろな関係者が審議会の動向に关心をもつていることをあらためて実感しました。そのこと自体はよいことだと思います。

関係者が多いということは、それぞれに説明するのに手間がかかります。そのため、あれほど多くの傍聴者がいると、審議会自



り方として審議会でも議論されましたが。しかし、最終的には成功報酬ではなく、あくまで事業所ごとの、要支援度の維持・改善の度合いで評価し報酬に反映させる仕組みになりました。まだ、現時点では、試しに入れた位置づけですが、今後3年間は、介護予防のメニューや、新たに導入された事業所評価の仕組みの検討過程と考えておいてよいのではないでしょう。

渡辺氏  
介護予防の問題というの  
は、たんに個別のサービスと報酬  
という関係にとどまらず、そもそも  
も介護予防という考え方や、地域  
包括ケアの中での位置づけとの関  
係もみていく必要がありますね。

大森氏 介護保険制度を設計した当時は虚弱高齢者には福祉サービスが提供されていました。これをど

す。私は、要支援1～2の方々は、本来介護保険給付の対象ではなくて、地域の高齢者福祉の一環としての地域支援事業でカバーしていくべきではないかと考えています。3年後か、5年後かはわかりませんが、介護予防をめぐって、この問題を整理するときがくるのではないでしょうか。

含めることにしたのですが、介護保険スタート後の実際のサービスの利用実態をみると、見直さざるを得ない事態が出てきたのです。

一方、介護保険スタート後に、地方自治体の現場は概してどのように動いたかというと、介護保険サービスが前面に出てきてしまつて、介護予防や高齢者福祉は後方に引いてしまいました。

**池田氏** 今回の制度改正で新設された地域支援事業で提供されるサービスと、新予防給付として提供されるサービスには重なる部分が多く、これが介護予防の仕組みをわかりにくくしている面がありま

要支援の方々のサービスを切つた」と言われないために、利用者には通所を続けてよいこととし、事業所には新しい介護予防サービスと名乗れば報酬はもらえることにして落ち着いたような印象を受けます。いずれにせよ、移行期の姿であり、エビデンスを見出す研究の進展とあわせて見守りたいところです。

かと考えています。そこが制度的には非常に大きい改正でしたし、現場では、まさにいま最も戸惑いのある部分だと思います。将来この仕組みはどうなつていくのだろうという不安も現場にはあると思います。その意味で、改正法附則にある3年後の見直しに向け、データ収集・分析を行いつつ、将来的方向を早めに示していくことも必要だと思います。

かと考えています。そこが制度的には非常に大きい改正でしたし、現場では、まさにいま最も戸惑いのある部分だと思います。将来この仕組みはどうなつていくのだろうという不安も現場にはあると思います。その意味で、改正法附則にある3年後の見直しに向け、データ収集・分析を行いつつ、将来的方向を早めに示していくことも必要だと思います。

## 地域密着型サービス の介護報酬

渡辺氏 次に、地域ケア、認知症

す。ただ、今回の新予防給付ですら、いろいろな方々から「本当に予防ができるのか」とか、「切り捨てだ」といった批判もあるようですが、慎重に見極めていく必要があ

介護予防サービスの介護報酬の組み立て方には、いくつかの新しい考え方を導入しています。第一には、サービスの基本的なあり方として、「目標志向型」のサービス提供を強調したこと。第二には、通所系サービス訪問介護について、従来の「時間単位」の報酬を見直し、包括報酬を導入したこと。第三には、一種のアウトカム評価として事業所評価を導入したことです。今回の介護予防のサービスのあり方や報酬体系について、どのように評価されているでしょうか。

池田氏 介護予防に関する衆議院での議論の混乱が、介護報酬の設定にまで悪影響を及ぼしてしまったのではないでしょうか。

そもそも問題意識としては、軽度の方たちが使っているサービスが適切なのがどうなのが、モラルハザードがおきているのではないか、もしそうだとするならば、どのような対策を立てるかということが一方であり、他方には、目標志向的にケアプランを作り、介護予防サービスを提供し、効果をあげる必要があるという問題がありました。

この2つの問題は別物であるにもかかわらず、混同して議論されてしまったことが不幸の始まりでした。偽メール問題とも共通するような、根拠のない攻撃が官僚や関係団体にも浴びせかけられたという局面もありました。その結果として、たとえば、筋力向上のマシンの開発・普及や、トレーニングに必要な専門的人材育成に大変強いブレーキがかかってしまった。その意味で、介護予防に終始批判的であった一部議員の責任は厳しく問われるべきでしょう。

こうした経緯から、この介護予防がどこまで広がっていくかについては、かなり疑問があります。たとえば、介護予防の通所系サービスの報酬体系をみても、1階部分は預かり利用に対する報酬で、2階部分には介護予防サービスに対する報酬を乗せるという制度設計になっています。この設計自体は優れていると思うのですけれども、1階部分がかなり手厚くなつていて、2階部分が非常に薄い構造になってしまった。本来は逆の構造を取るべきだったと思います。

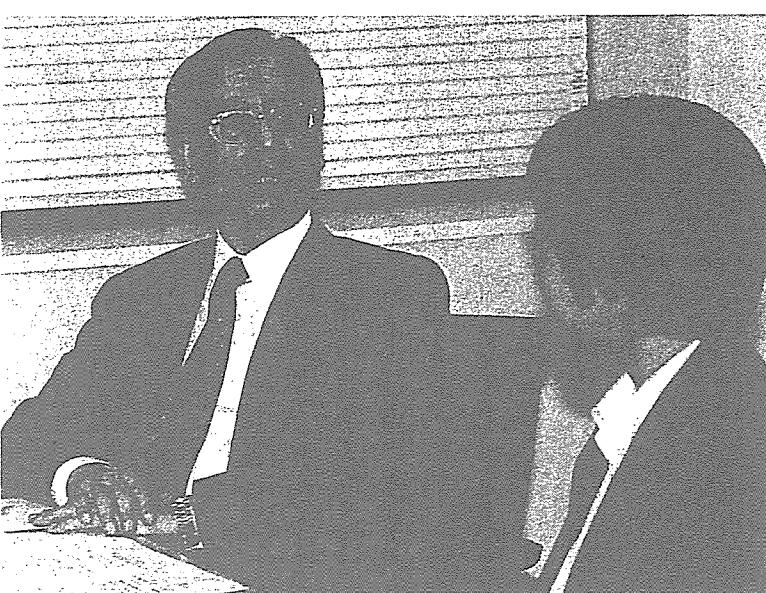
斯という目標志向的なサービスの考え方をきちんと定着させていくことが重要だと思われます。田中氏 介護予防は大変よい方向とはいって、たとえば、筋力向上のマシンの開発・普及や、トレーニングに必要な専門的人材育成に大変強いブレーキがかかつてしまつた。その意味で、介護予防に終始批判的であった一部議員の責任は厳しく問われるべきでしょう。

こうした経緯から、この介護予防がどこまで広がっていくかについては、かなり疑問があります。たとえば、介護予防の通所系サービスの報酬体系をみても、1階部分は預かり利用に対する報酬で、2階部分には介護予防サービスに対する報酬を乗せるという制度設計になっています。この設計自体は優れていると思うのですけれども、1階部分がかなり手厚くなつていて、2階部分が非常に薄い構造になってしまった。本来は逆の構造を取るべきだったと思います。

斯という目標志向的なサービスの考え方をきちんと定着させていくことが重要だと思われます。田中氏 介護予防は大変よい方向とはいって、たとえば、筋力向上のマシンの開発・普及や、トレーニングに必要な専門的人材育成に大変強いブレーキがかかつてしまつた。その意味で、介護予防に終始批判的であった一部議員の責任は厳しく問われるべきでしょう。

こうした経緯から、この介護予防がどこまで広がっていくかについては、かなり疑問があります。たとえば、介護予防の通所系サービスの報酬体系をみても、1階部分は預かり利用に対する報酬で、2階部分には介護予防サービスに対する報酬を乗せるという制度設計になっています。この設計自体は優れていると思うのですけれども、1階部分がかなり手厚くなつていて、2階部分が非常に薄い構造になってしまった。本来は逆の構造を取るべきだったと思います。

たとえば、団塊の世代の介護予防として最も重要な対策は、50歳代のうちに生活習慣病の発症なし悪化予防にどう取り組むのかなりました。当初、成功報酬のあ



ケアという観点からおうかがいします。制度的には、地域包括支援センター、地域密着型サービスの創設が大きな柱ですが、介護報酬との関係では、地域密着型サービスの認知症高齢者グループホームのように既存のサービスを再編成したものもあれば、小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護のように、新しいメニューも含まれています。

そもそも地域密着型サービスとは、できるだけ住み慣れた地域で、長期・継続的なケアを提供するサービスですので、市町村がサービスに対する責任をしっかりと担うと、いうことが重要ですし、また、地域とのつながりや、サービス提供の柔軟性などが報酬・基準を考える際のひとつの中のポイントであつたと思うのですが。

池田氏 やはり地域密着型サービスというのは、「生煮え」のところがあると思います。サービス 자체がまだ生煮えだから、制度として明確に規定できなかつたということではないでしょうか。

従来の在宅サービスは、訪問や通所サービスを、時間単位で切り売りをしていましたが、小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護の報酬は包括払いになっています。身体介護は比較的切り売りも可能だったのですが、認知症の方のケアは切り売りができない部分があります。地域密着型サービスは、ある意味で会員制のケアクラブであり、個々人を包括的にケアしようというものですから、新しい可能性として注目しています。

プランをつくり、それを多職種が共有していく姿は、電話をかけたり、アクセスを送ることをもつて「連携」と呼ばれている医療分野に比べればすばらしい進化です。

夜間対応型訪問介護は、在宅サービス利用者にとって、まさに安全感の源です。在宅と施設との最大の違いは、24時間体制の安心感とバリアフリーの建物があるかなーいかです。バリアフリーのほうはハードの問題なのでさしあたりは仕方がないとしても、24時間の安全感を与えるうえで、随時訪問は、ボタンを押せば看護・介護スタッフが来てくれる点で、施設と同じ効果を与えるわけです。

小規模多機能型居宅介護も夜間対応型訪問介護も理論的・概念的には十分整理できている優れたものだといえます。一方、現実は、まだ始まつたばかりなので、市町村ごとに差はつくだろうし、もしかしたら、質の低いサービス事業者が入ってくるかもしれません。ただし、だから参入を認めるなどか、これ以上増やすなどという対応は絶対とつてはいけません。

先に進んだ地域と事業者は、も

つと伸びるようにして、伸びたところを広めればよいのです。よい概念に向かって、現実はこれから追いかけていく、そんな段階だと思います。

池田氏 小規模多機能型住宅介護について、介護報酬が要介護度に応じてきれいな右肩上がりになつていることは評価すべきです。それ以外の施設系・居住系サービスは軽度の報酬が高すぎて、在宅とのバランスを失しています。

小規模多機能型居宅介護は、認知症ケアの宅老所から始まつたといえますが、夜勤のコストがネックになつて、いつたん重度対応型にぶれて、また認知症ケアに戻るというように、まだ揺れ動いています。一方、グループホームも預けっぱなしでよいのかという反省もあり、もっとデイサービスを充実すべきという声もあります。いずれも問題を再整理するときがくると思います。

渡辺氏 ありがとうございます。た。次回は、中重度者への対応、医療との連携などについてお話を

月刊介護保険 2006.6 No.124 1



# 医療と介護の連携を 重視した報酬体系に

平成18年度介護報酬改定の意義と課題 下

平成18年4月に行われた介護報酬改定は、全体としてマイナス0.5%の報酬引き下げになったが、その一方で、「中重度者への支援強化」「サービスの質の向上」「医療と介護の機能分担・連携の明確化」などの点で重点的な報酬配分が行われた。

なかでも、施設や居住系サービスにおける重度化対応やターミナルケアへの対応を強化したほか、ケアマネジメントに対する報酬については、業務の実態を反映して要介護度別の報酬体系に見直し、報酬水準も大幅に引き上げた。また、診療報酬との同時改定であったことを背景として、在宅と施設における医療と介護の連携を評価する報酬が数多く新設されている。

今回は、「中重度者への対応」「ケアマネジメントの充実」「医療と介護の機能分担と連携」などを切り口に、厚生労働省老健局計画課の渡辺由美子認知症対策推進室長を司会に、社会保障審議会・介護給付費分科会の大森彌分科会長、田中滋委員、池田省三委員に介護報酬改定の意義と課題を語り合っていただいた。

出席者

大森 彌氏（東京大学名誉教授）

田中 滋氏（慶應義塾大学大学院教授）

池田 省三氏（龍谷大学教授）

司会・発言 渡辺 由美子氏（厚生労働省老健局計画課認知症対策推進室長）

を根本的に変えないかぎり、施設志向は消えません。今回の報酬改定は、この問題にきちんと手を打とうというもので、大きな前進だといえます。

田中滋氏(慶應義塾大学大学院教授)

私も、今回の見直しはあるべき方向として高く評価します。保険料負担の限界を考えれば、中重度者に資源を集中する政策は当然の方向性です。シフトされる以上、市町村は、住民が介護保険財源を使つていかにその地域で暮らしていけるかをモニターする責任が強

くなるといえます。

ケアカンファレンスについては、役所だけではなく、地域の医師会や民生委員の方々など、さまざま

なグループが関与していく仕組み

によって、シフトされた資源を効率的に使っていく工夫が大切になります。また、療養通所介護、看

取り介護加算などもあるべき方向として「二重丸」をつけたいですね。

大森彌氏(東京大学名誉教授) こ

れまで蓄積した要介護認定やケアプランのデータを分析し、中重度者へ資源を再配分していくことを

科学的に根拠づけたという意味では、今回の報酬改定は重要なと思います。

さまざまな新たな仕組みを導入し、それを報酬で裏づけました

で、今後、その検証をしていかなければいけないのですが、少なくとも誤解にもとづく批判などには

きちんと説明できる内容になつているのではないかでしょうか。

渡辺氏 介護保険制度は、保険料を払っている方のうち、サービスを受けている方が圧倒的に多く、そういう意味では、保険料を払

## ケアマネジメントの充実

渡辺氏 今回の報酬改定によって、最もドラステイックに変わったのはケアマネジメントの部分だと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

池田氏 先ほど指摘したように、

つてている方に対しても、説得力のある具体的なサービスの姿を示していくことの意味は非常に大きいと思います。

# 医療・介護の両方が「在宅支援」を打ち出した

慶應義塾大学大学院教授

田中 滋  
氏



## たなか・しげる

平成5年から現職。専門は経済学の視点に立つ医療政策、介護政策。これまで高齢者介護・自立支援システム研究会、高齢者介護研究会のメンバーとして介護保険制度の創設・改正に深く関わってきた。社会保障審議会・介護給付費分科会委員。

# 改定結果の検証と データ集積の継続が 重要に



厚生省保険局企画課課長補佐、同医療課課長補佐、  
厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室室  
長補佐、老健局企画官を経て、平成17年9月から  
現職。

特 別 座 談 全

## 中重度者への対応

渡辺由美子氏(厚生労働省老健局計画課認知症対策推進室長) 今回の介護報酬改定では、「中重度者への対応の強化」というメッセージをかなり強く打ち出しました。残され

たが、一方で、たとえば、ターミナルケアや看取りの問題など、現場での確たる積み上げが必ずしも十分でないなかで、理念先行的に報酬を受けた部分もあります。こういった報酬が今後どのように定着していくかも課題だと思います。

今回の中重度者の支援強化をどのよう評価されているのか、おうかがいします。

サービスメニューがある程度標準化されていれば、一定のサービス量のところに収斂するはずですが、まったくまとまっていない。その理由として「不足分は家族がカバーしているからではないか」という意見も当然あるのですが、別

せつの方々も多いですが、診療報酬との同時改定ということも、中重度へのベクトルを強めるひとつ

池田省三氏(龍谷大学教授) 要支援から要介護5まで、一人ひとりの認定者が在宅サービスをいくら

使ってているかというデータを分析してみると、どの要介護度も「0円」から支給限度額いっぱいまでの確たる積み上げが必要です。これは、ケアマネジメントやケアプラン自体が標準化されていないことを意味しています。

調査をみると、家族の介護量とサービス利用量にはまったく相関関係がありません。要介護3~5の人が、利用額が10万円(利用者負担1万円)以下の人たちが4割近くもいるのです。そんなサービス量で在宅が支えられるわけがあります。だから、家族も施設を頼ってしまうという構造があるのでないでしょうか。

この問題の責任を家族に求めるのは酷です。やはりケアマネジャーのあり方を考え直さなければなりません。中重度者への在宅対応

大森氏 介護保険スタート当初は要介護の段階に応じて報酬が設定されていたのですが、平成15年の前回改定のときに、審議会委員の中に相当強い意見があつて、一律1件8500円／月に変更したわけですが、あのとき老健局はどうしてあんな間違いをしてしまったのか。私が批判したかったのは、前回改定で一律の報酬にしてしまったことです。この点については、正常な状態に戻ただけのことだと認識しています。

田中氏 厚生労働科学研究費によ

る実態調査結果をみると、ケアマネジメントがうまくいかどうかは、ケアマネジャーの力量だけではなく、ケアマネジャーをどのくらいの地域が支援しているかにかかる実態がわかります。

ケアマネジャーに全責任を押し付けてはいけない。ケアマネジャーの役割は、コーディネーターであつて、リーダーではありません。ところが、なかには、ケアマネジャーこそがリーダーだと考えている人もいますが、それだと燃え尽きてしまう可能性が高い。ケアマ

ネジャーがうまく機能している地域でその理由を調べると、ひとりお年寄りに対し、かかりつけ医、他科の医師、歯科医師、急性期の医師、訪問看護や訪問介護、さらに民生委員などのケアチームで対応し、そのチームをコーディネートする役割をケアマネジャーが担うようにしていることが大きい。

地域がケアマネジャーを支援する体制が大事だというメッセージを私たちに出していくかなければいけないと私は思います。体制をつくる

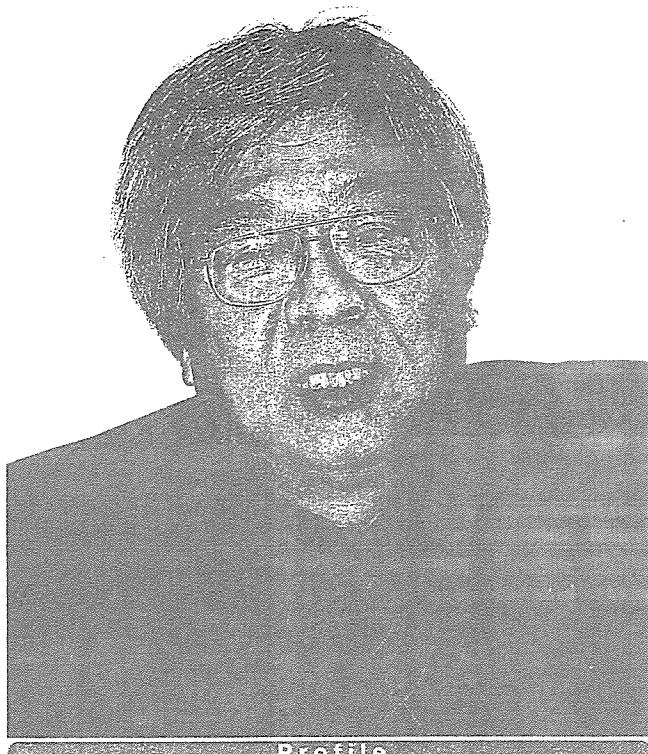
ための財政的な支援としては、今回の報酬改定はよかつたのではないか。

池田氏 ケアマネジメントはチームワークであるということは、当初から言わせてきましたが、実際にそれがうまく機能していませんでした。それを地域のなかでどうやってつくっていくかが、ケアマネジャーをサポートする地域包括支援センターのもつ大きな役割です。今後、保険者はこのことを重視すべきです。

田中氏 医療側の診療報酬改定で

# ケアマネジャーが大きく変わるための報酬見直し

龍谷大学教授 池田 省三 氏



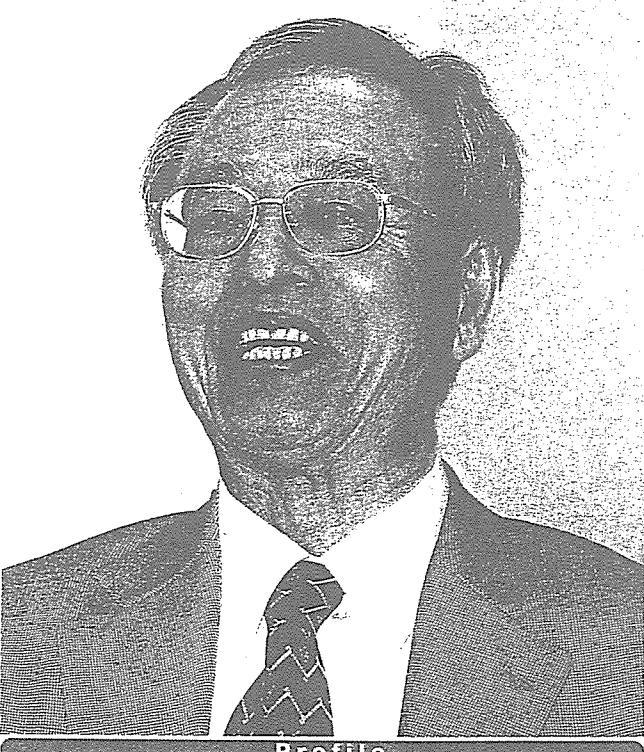
Profile  
いけだ・しょうぞう

自治労、地方自治総合研究所政策研究部長等を経て、平成12年から現職。介護保険制度草創期から制度設計に深く関わる。社会保障審議会・介護給付費分科会委員。

# 介護保険最大の 弱点は認知症対応

東京大学名誉教授

大森彌氏



おおもり・わたる

東京大学教授、千葉大学教授を経て、現職。専門は行政学・地方自治論。平成6年に旧厚生省に設置された「高齢者介護・自立支援システム研究会」の座長として、介護保険制度の創設に携わる。平成17年3月から社会保障審議会・介護給付費分科会の分科会長を務める。

残念ながら、現在のケアプランが本当に専門職の仕事になつてているのか、きわめて疑わしいという現実があります。ケアマネジャーは、介護保険制度とともにできた専門職ですから、関係者は大切にしてきましたし、これまで表立つて批判はしてこなかつたのですが、実際には、要介護認定の訪問調査などでかなり不適切なケースも見受けられましたし、サービス種類数も1つか2つで、本人というよりも家族の要望をそのままサービスにつないでいるだけの、私に言

わせれば、「御用聞きケアマネジャー」も少なからず存在します。

結果として、認知症の人や、中重度者に適切なケアプランが作られないままの実態が生じています。制度施行から5年経った時点で、

ケアマネジャーは批判的に見直される必要があると、私は考えていました。ただし、批判するだけで

多すぎる」という現場のケアマネジ

ヤーの意見もあって、今回、35ケースに引き下げられ、1件当たりの介護報酬は引き上げられました。月々の収入ベースでみると、それほど変わっていないのではないかという意見もありますが、あわせて「特定事業所加算」(利用者1人

大きな意味のあることだったと思います。今回の見直しを受けて、ケアマネジャーの方々が今後、どのような仕事をしていくのかといふことに問題は尽きると思います。「標準担当ケースが50ケースでは多すぎる」という現場のケアマネジヤーの意見もあって、今回、35ケースに引き下げられ、1件当たりの介護報酬は引き上げられました。ただ、この加算報酬を請求できる条件はかなり高めに設定されていますが。これだけの報酬が設定されたなかで、今後3年間でケアマネジャー改革の実績がきちんと見えてこなかつたとなると、次の報酬改定では、ケアマネジャー自体が大変な立場に追い込まれるのではないかと心配しています。

(つづく500円/月)という報酬

が新設されています。ケアマネジ

ヤー自身も驚くほどの水準ですか

ら、この報酬のもつ意味はたいへん大きいと思います。ただし、こ

の加算報酬を請求できる条件はか

なり高めに設定されていますが。

このだけの報酬が設定されたな

かで、今後3年間でケアマネジ

ヤー改革の実績がきちんと見えてこ

なかつたとなると、次の報酬改定

では、ケアマネジャー自体が大変

な立場に追い込まれるのではないか

と心配しています。

なり厳しい内容になっていますか

ら、まずは介護保険に移行してきて、今後6年間にどうするかを考えるような動きも予想されます。

最終的に変わっていく将来像の中身をはつきり示していくないと、病院側にとつても利用者側にとつても、転換の意味がよくわからないうことになってしまいます。

いまのところ転換先として有料老人ホームや老健施設等があげられていますが、在宅療養支援機能を重視した施策を明確に打ち出すなど、病院で待つ医療から地域に出向く医療への転換を、政策誘導し

てほしいと思います。

大森氏 介護保険を創設するときには、医療を含め社会保障の基礎構造を改革することが介護保険の先導的役割だと考えたわけです。

介護保険が先行すれば、医療も必ず変わってくるとか、変わるように働きかけるという話だったと記憶しています。しかし、結局、医療のほうはあまり改革が進みませんでした。

時間がずいぶんかかったなどいう気がしないではないのですが、今回、医療の分野もようやく改革に乗り出したといえなくはないの

で、その点では評価してよいのではないかでしょうか。とくに介護と医療との接合部分について、基礎構造の一部が変わり始めたことは重要なことです。

今回の同時改定によって、相当大きく踏み出したものといえます。ただ、まだ油断はしないほうがよいとは思います。

田中氏 医療も、介護と同じように、重度者や急性期医療への資源配分重点化をせざるを得ないことが明らかになつてきました。とくに、急性期病院で小児科、麻酔科、産科などの医師がいなくなつてしまふという、先進国ではあり得ない非常事態がおきています。

東京近郊の病院でさえ、この3つの診療科の医師がいなくなつています。原因のひとつは、報酬不足による人員不足です。そうなると、財源が限られるなかで、どうしても必要な部分に財源をシフトする対応が必要になってしまいます。

療養病床に限つても、医療区分が重い人の療養病床の診療報酬は上がりましたが、逆に終の住処とする政策に対して低い評価をする政策

が示されています。

大森氏 先端医療ニーズを含めて、全体として医療のほうも人とお金という資源をある程度集中せざる

的な要因が働いて、それがタイミングとして介護報酬の改定と連動したとみたほうがよいのかもしれません。

## 認知症ケアの重視

渡辺氏 今回の介護報酬改定の大きなポイントとして、認知症ケアの重視があげられます。どのように受け止めていますか。

大森氏 認知症というのは脳の機能が低下し、最終的には機能不全に陥つていく病気でしょう。認知症をもつ高齢者に対して、どのようなケアを提供すれば、尊厳をもつて暮らしていくのがまだ明確になつていません。

現在の介護保険制度の最大の弱点がここにあると同時に、この問題への対応は相当難しい課題ではないかと思います。もし仮に、認知症と呼ばれる方々の相当数が、介護保険のサービスの対象になる

新設された「在宅療養支援診療所」を運営していくためには、さまざまなチームを組まないと対応できません。ケアマネジメントの特定事業所加算にしても、いかにチームを組み、ネットワークを構築していくかが大切です。言い換えると、自分たちだけで全部がかえこ

もうとしても難しいけれど、地域の力を借りればできるという発想に切り替えられれば、うまく機能させられるのではないか。大森氏 ケアマネジャーの仕事には、さまざまな人たちを組織化して、持続的に動かしていく力が必要であり、そういう能力や労力

に対してきちんと報酬を出すといふ強いメッセージがあつたほうが現場は励まされるのでしょうか。

田中氏 介護報酬改定をめぐる議論では、施設の役割として「在宅生活支援」という言葉が使われました。在宅復帰だけではなくて、在宅生活支援も重要な役割です。施設は、施設内サービスのためだけに存在するのではなく、地域の資源でもある。施設の集約された力を活用すれば、地域を支えることもできます。施設が在宅生活支援

の役割を果たす機能は、ケアマネジメントを地域で支えるうえでも画期的な変化になるのではないでません。ケアマネジメントの特定

事業所加算にしても、いかにチームを組み、ネットワークを構築していくかが大切です。言い換えると、自分たちだけで全部がかえこ

もうとしても難しいけれど、地域の力を借りればできるという発想に切り替えられれば、うまく機能させられるのではないか。大森氏 ケアマネジャーの仕事には、さまざまな人たちを組織化して、持続的に動かしていく力が必要であり、そういう能力や労力

に対してきちんと報酬を出すといふ強いメッセージがあつたほうが現場は励まされるのでしょうか。

田中氏 介護報酬改定をめぐる議論では、施設の役割として「在宅生活支援」という言葉が使われました。在宅復帰だけではなくて、在宅生活支援も重要な役割です。施設は、施設内サービスのためだけに存在するのではなく、地域の資源でもある。施設の集約された力を活用すれば、地域を支えること

の役割を果たす機能は、ケアマネジメントを地域で支えるうえでも画期的な変化になるのではないでません。ケアマネジメントの特定

事業所加算にしても、いかにチームを組み、ネットワークを構築していくかが大切です。言い換えると、自分たちだけで全部がかえこ

もうとしても難しいけれど、地域の力を借りればできるという発想に切り替えられれば、うまく機能させられるのではないか。大森氏 ケアマネジャーの仕事には、さまざまな人たちを組織化して、持続的に動かしていく力が必要であり、そういう能力や労力

に対してきちんと報酬を出すといふ強いメッセージがあつたほうが現場は励まされるのでしょうか。

田中氏 介護報酬改定をめぐる議論では、施設の役割として「在宅生活支援」という言葉が使われました。在宅復帰だけではなくて、在宅生活支援も重要な役割です。施設は、施設内サービスのためだけに存在するのではなく、地域の資源でもある。施設の集約された力を活用すれば、地域を支えること



月刊介護保険 2006.7 No.125 8

の役割を果たす機能は、ケアマネジメントを地域で支えるうえでも画期的な変化になるのではないでません。ケアマネジメントの特定

事業所加算にしても、いかにチームを組み、ネットワークを構築していくかが大切です。言い換えると、自分たちだけで全部がかえこ

もうとしても難しいけれど、地域の力を借りればできるという発想に切り替えられれば、うまく機能させられるのではないか。大森氏 ケアマネジャーの仕事には、さまざまな人たちを組織化して、持続的に動かしていく力が必要であり、そういう能力や労力

に対してきちんと報酬を出すといふ強いメッセージがあつたほうが現場は励まされるのでしょうか。

田中氏 介護報酬改定をめぐる議論では、施設の役割として「在宅生活支援」という言葉が使われました。在宅復帰だけではなくて、在宅生活支援も重要な役割です。施設は、施設内サービスのためだけに存在するのではなく、地域の資源でもある。施設の集約された力を活用すれば、地域を支えること

の役割を果たす機能は、ケアマネジメントを地域で支えるうえでも画期的な変化になるのではないでません。ケアマネジメントの特定

事業所加算にしても、いかにチームを組み、ネットワークを構築していくかが大切です。言い換えると、自分たちだけで全部がかえこ

もうとしても難しいけれど、地域の力を借りればできるという発想に切り替えられれば、うまく機能させられるのではないか。大森氏 ケアマネジャーの仕事には、さまざまな人たちを組織化して、持続的に動かしていく力が必要であり、そういう能力や労力

に対してきちんと報酬を出すといふ強いメッセージがあつたほうが現場は励まされるのでしょうか。

田中氏 介護報酬改定をめぐる議論では、施設の役割として「在宅生活支援」という言葉が使われました。在宅復帰だけではなくて、在宅生活支援も重要な役割です。施設は、施設内サービスのためだけに存在するのではなく、地域の資源でもある。施設の集約された力を活用すれば、地域を支えること

ケアという観点からおうかかいします。制度的には、地域包括支援センター、地域密着型サービスの創設が大きな柱ですが、介護報酬との関係では、地域密着型サービスの報酬・基準が大きな論点になりました。地域密着型サービスは、認知症高齢者グループホームのように既存のサービスを再編成したものもあれば、小規模多機能型住宅介護や夜間対応型訪問介護のように、新しいメニューも含まれて います。

従来の在宅サービスは訪問や通所サービスを、時間単位で切り売りをしていましたが、小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護の報酬は包括払いになつ

ています。身体介護は比較的切り売りも可能だったのですが、認知症の方のケアは切り売りができない部分があります。地域密着型サービスは、ある意味で会員制のケアクラブであり、個々人を包括的にケアしようというものですから、新しい可能性として注目しています。

そもそも地域密着型サービスとは、できるだけ住み慣れた地域で、長期・継続的なケアを提供するサービスですので、市町村がサービ

スに対する責任をしっかりと担うと  
いうことが重要ですし、また、地  
域とのつながりや、サービス提供  
の柔軟性などが報酬・基準を考え  
る際のひとつつのポイントであつた  
と思うのですが。

池田氏 やはり地域密着型サービスというの、『生え』のところがあると思います。サービス自体がまだ生えだから、制度としても明確に規定できなかつたということではないでしょうか。

プランをつくり、それを多職種が共有していく姿は、電話をかけたり、ファクスを送ることをもつて「連携」と呼ばれている医療分野に比べればすばらしい進化です。

夜間対応型訪問介護は、在宅サービス利用者にとって、まさに安

仕方がないとしても、24時間の安  
心感を与えるうえで、隨時訪問は、  
ボタンを押せば看護・介護スタッ  
フが来てくれる点で、施設と同じ  
効果を与えるわけです。

小規模多機能型居宅介護も夜間対応型訪問介護も理論的・概念的には十分整理できている優れたものだといえます。一方、現実は、まだ始まつたばかりなので、市町村ごとに差はつくだろうし、もしもしたら、質の低いサービス事業

者が入ってくるかもしれません。  
ただし、だから参入を認めるなど  
か、これ以上増やすなという対応  
は絶対とつてはいけません。

このと伸ひるようにして 伸ひたところを広めればよいのです。よい概念に向かって、現実はこれから追いかけていく、そんな段階だと思います。

池田氏 小規模多機能型居宅介護についてでは、介護報酬が要介護度に応じてきれいな右肩上がりになつていることは評価すべきです。それ以外の施設系・居住系サービスは軽度の報酬が高すぎて、在宅とのバランスを失しています。

小規模多機能型居宅介護は、認知症ケアの宅老所から始まつたといえますが、夜勤のコストがネックになつて、いつたん重度対応型にぶれて、また認知症ケアに戻るというように、まだ揺れ動いています。一方、グループホームも預けっぱなしでよいのかという反省もあり、もっとデイサービスを充実すべきという声もあります。いずれも問題を再整理するときがくると思います。

渡辺氏 ありがとうございます。また、次回は、中重度者への対応、医療との連携などについてお話をうかがいます。

**厚生労働科学研究費補助金 長寿科学総合研究事業**

**地域包括ケアシステムの構築に関する研究  
(H17-長寿-022)**

**平成18年度 総括・分担研究報告書**

**平成19（2007）年3月31日発行**

**主任研究者 田城孝雄  
連絡先 順天堂大学医学部公衆衛生学講座**

**〒113-8421  
東京都文京区本郷2-1-1  
Tel 03-5802-1049 / Fax 03-3814-0305**